

2016. 7. 21 第25回口頭弁論期日後の記者会見要旨

前回の口頭弁論期日から約2か月経ちました。

この間に浜岡原発から31キロ圏の緊急防護措置区域（UPZ）にある7つの市町と県と中部電力とが安全協定を結びました。7月9日のことです。報道によれば、「地元4市に準じる」内容といいますが、中部電力側は、「ドーナツ型の新たな協定」と表現し、地元4市との協定との違いを強調しているとのこと。地元4市との協定でも再稼働の同意権は定められていませんし、今度の7市町との協定でも同意権は定められませんでした。4市との協定では、原子炉施設の設置や変更についての地元の「事前了解」規定は本文に記載がなく、解釈書で、「事前に通報がされ、事前協議を通じて実質的に担保される」ということになっているといえます。4市が事前協議で了解しなければできないということであれば、事前了解制と同じになりますが、それならばそれで、本文に記載されるべきです。中部電力は、あいまいなままにしておきたいのです。中部電力の姿勢は残念です。束縛されるのを嫌がっているのです。しかし、新規制基準のもとでの再稼働については、立地自治体としての市町村と県の同意が必要とされてきました。4市との協定の明記はされていませんが、立地自治体として4市の同意が必要だといえますし、今後は、「地元4市に準じる」ものとして、UPZ圏内の7市町の同意も必要となると解釈されるべきでしょう。

なお、今年3月9日の大津地裁の仮処分決定—高浜原発3，4号機の運転を差し止めるといふもの—について、大津地裁は、7月12日に関西電力がしていた異議申立を退ける決定をだしました。福島第一原発の事故の原因もわかっていないのだから、新規制基準に適合しているからといっても安全だと言えないという判断で、福島第一原発事故に正面から学ぼうとする大津地裁の姿勢は、国民が司法に期待したとおりのものです。今後、大阪高裁で保全抗告の審理が始まりますが、そこでの勝訴も期待しています。

ところで、自民党が大勝した参議院通常選挙の日（7月10日）に鹿児島県では県知事選挙が行われました。4月の熊本地震を受けて、川内原発を停止し点検するように申し入れるということを公約とした三反園訓（みたぞのさとし）さんが当選しました。熊本地震のあとなので、鹿児島県人は、川内原発の停止を求めたといえるでしょう。三反園氏は、8月中にも、九州電力に対し、川内原発の一時停止を申し入れるといえます。今後の推移を注目したいと思います。

昨日、中部電力は、9月末としていた4号機の対策工事の完了時期を事実上延期するということを明らかにしました。原子力規制委員会の審査内容を踏まえた追加

工事や設計の見直しをしているとのこと。このような状況ですから、4号機について規制委員会の審査がいつ終わるかの見通しは立っていません。しかし、だからと言って、訴訟での結論を出すのが遅くなっていいというものではありません。私たちは、争点整理を通じて、主張・立証がまだ十分でないと分かった論点について、できる限り早く主張・立証をしていく覚悟です。そして、1日も早い結審をもとめていく所存です。

浜岡原発の再稼働を認めないために、私たちは、今後も、粘り強く活動を進めていきます。多くの方々の応援と協力をお願いいたします。

弁護士 鈴木 敏 弘